

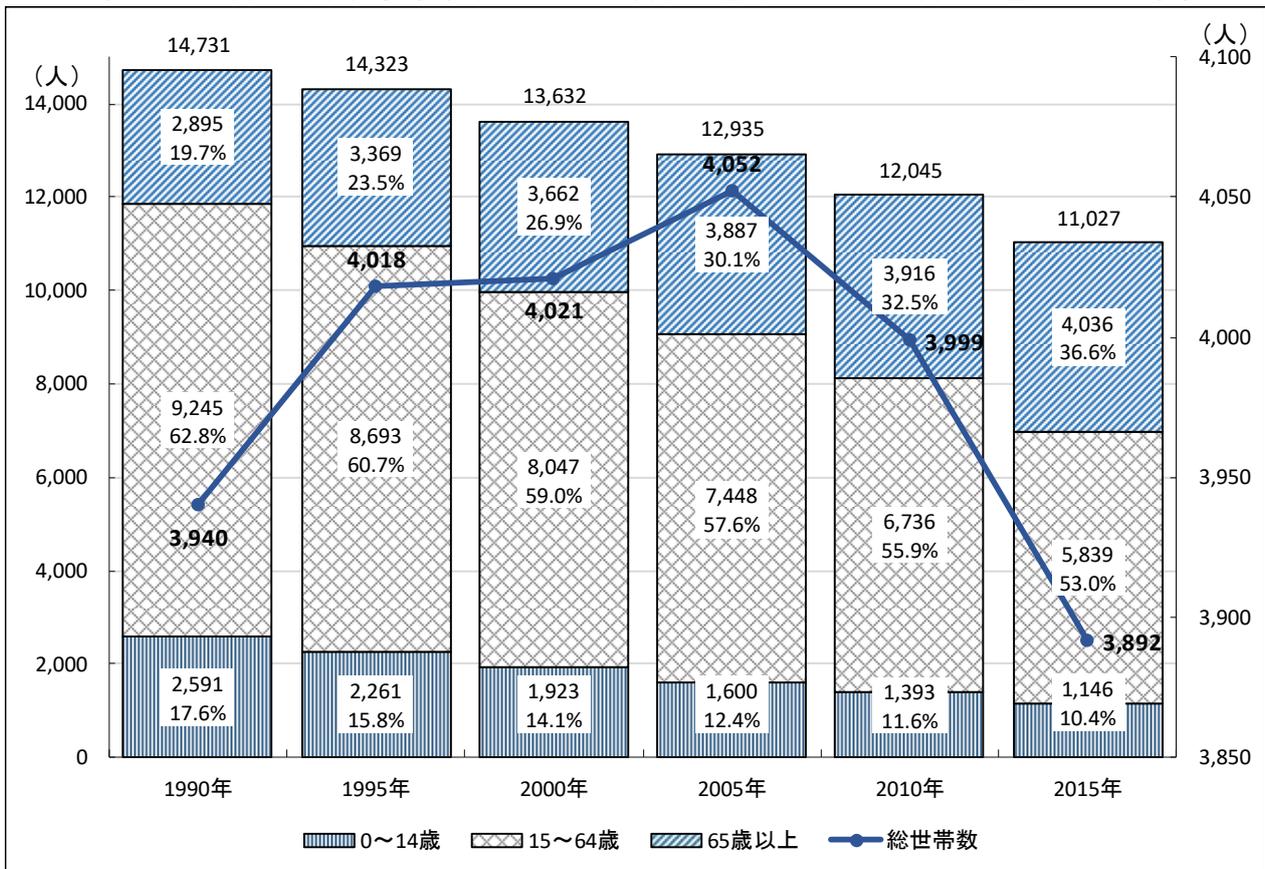
第2章 町の現状とアンケート等に見るニーズ

1 八百津町の現状

(1) 人口と世帯の状況

本町の人口は減少傾向が続いており、世帯数は平成 17（2005）年までは増加傾向にありましたが、以後減少しています。

年少人口(0～14 歳)比率では、平成 27（2015）年は 10.4%であり、岐阜県平均の 13.2%、全国平均の 12.6%を下回っています。一方、高齢化率では、平成 27（2015）年は 36.6%であり、岐阜県平均の 28.1%、全国平均の 26.6%を上回っています。

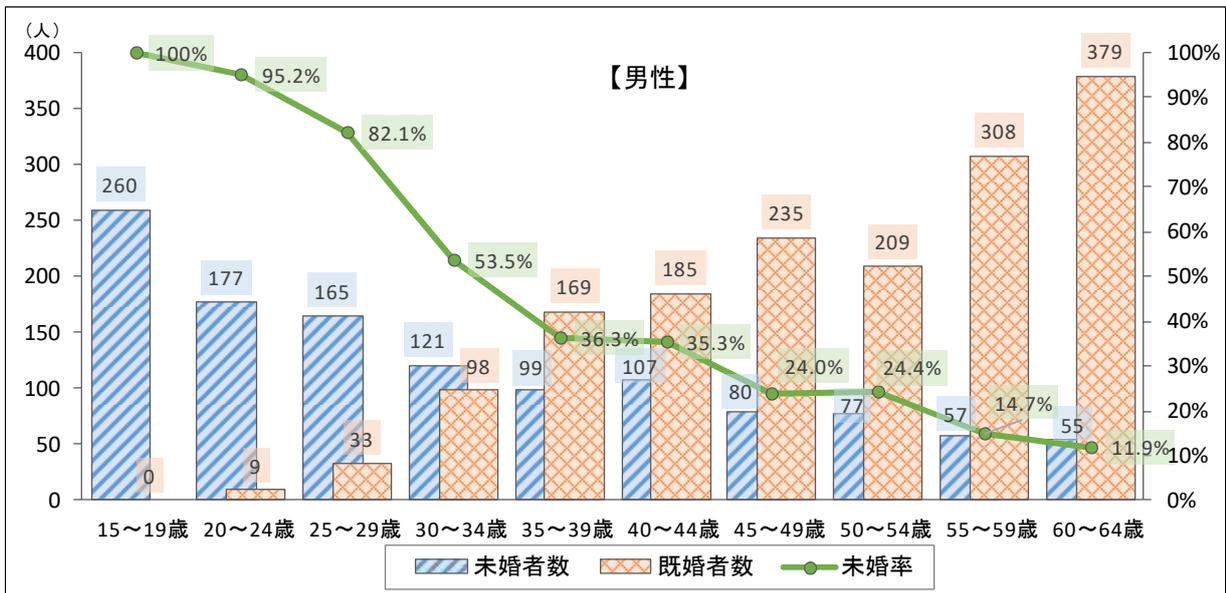
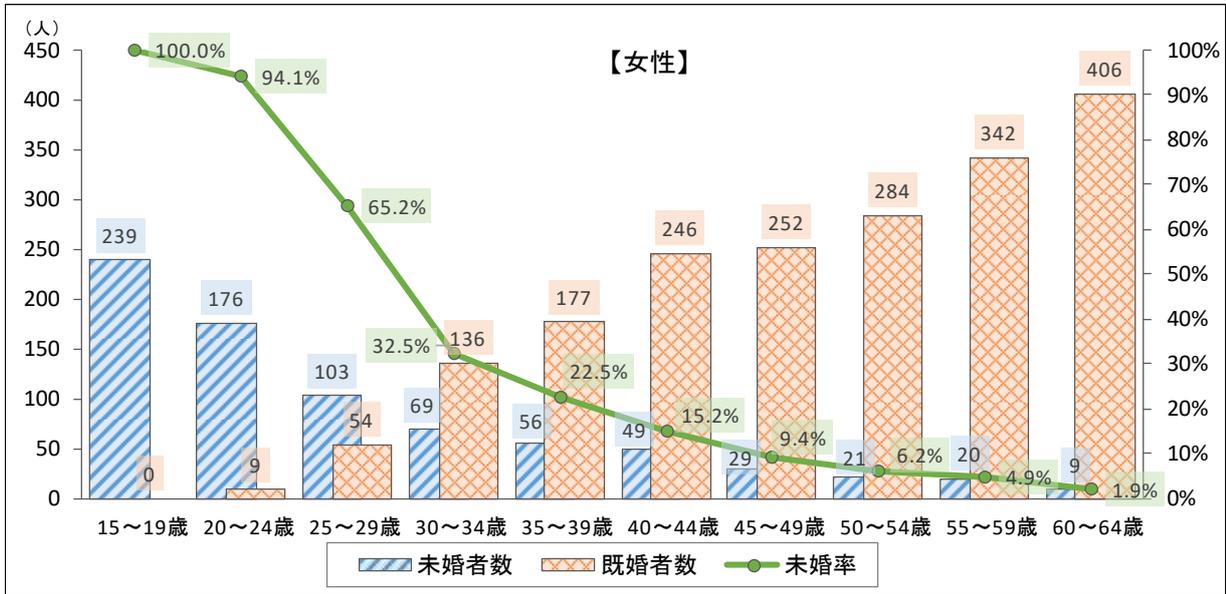


資料：国勢調査

少子高齢化と生産年齢人口の減少は、高齢者の生活支援をはじめ子育て支援、障がい者への支援、地域防災対策、社会保障対策など、様々な分野に影響を及ぼし、地域の生活機能が弱体化していくおそれがあります。男女共同参画の推進は、就労を希望する女性が「働きやすく、個人の能力を生かして地域社会で活躍できる環境」や「男性も子育てなどに参加しやすい環境」などを整えていくことによって、少子高齢化をはじめとする諸問題解決の糸口になることが期待されます。

(2) 婚姻の状況

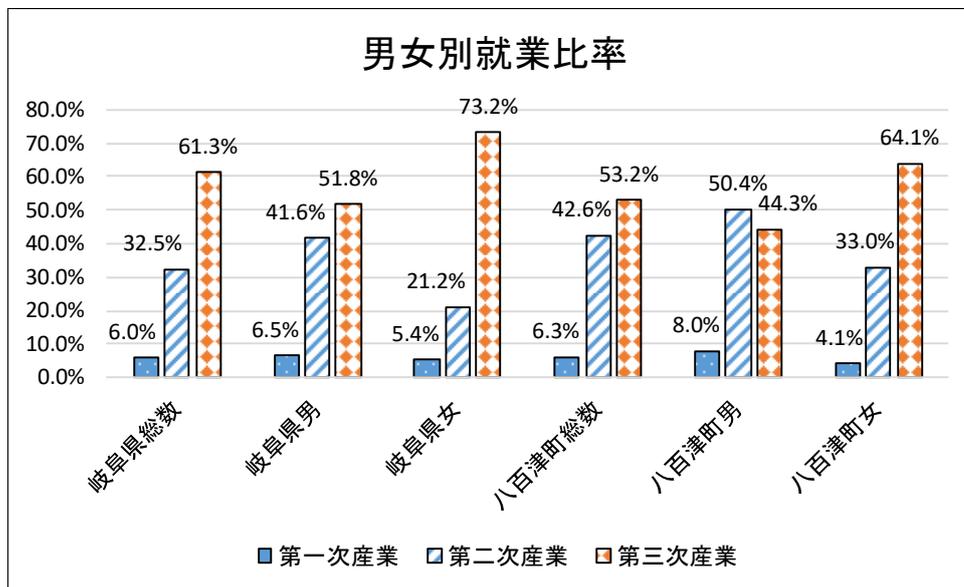
本町における未既婚者数を年齢別にみると、女性の場合、20歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳代前半になると大きく逆転することから、この年代が婚姻の中心的年齢層であることがわかります。男性の場合も30歳代後半で未婚者数と既婚者数が逆転しています。



資料：国勢調査（平成27（2015）年）、離婚・死別は「既婚者数」に含む。

(3) 男女別就業状況

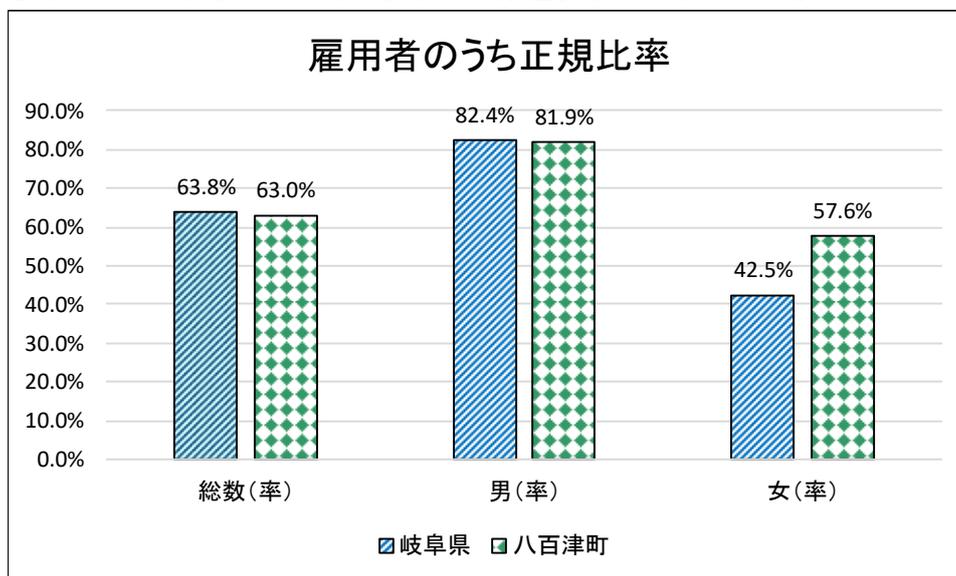
本町における就業比率を性別にみると、県平均と比較して、男性では第2次産業就業者比率がやや高くなっており、県平均と比較すると低くはなっていますが、女性では第3次産業就業者比率がやや高くなっています。



資料：国勢調査（平成 27（2015）年）

(4) 雇用者の正規比率

本町における雇用者の正規比率を性別にみると、男性は 81.9%で、女性は県平均と比較すると 57.6%と高くなっていますが、男性より低くなっています。

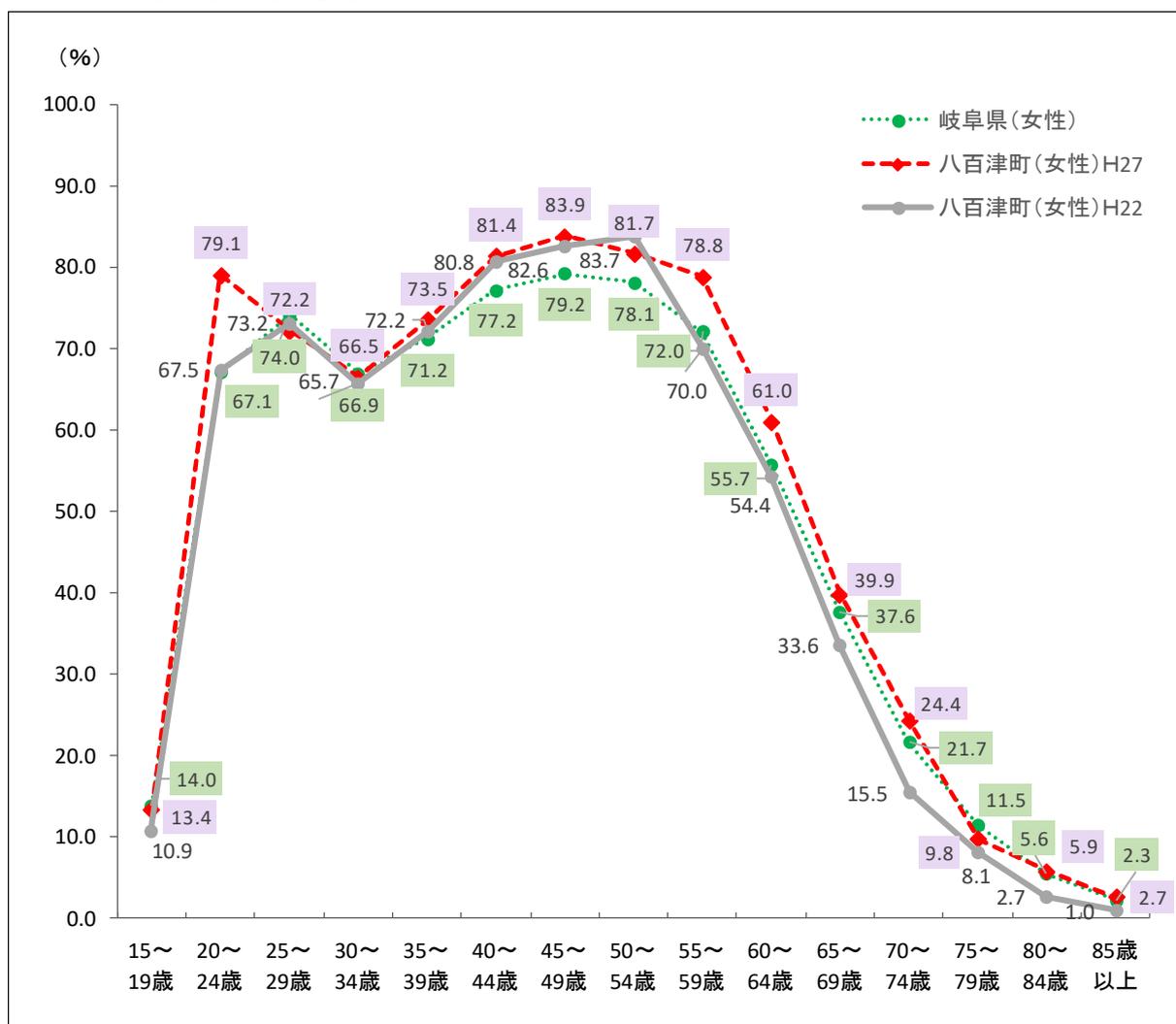


資料：国勢調査（平成 27（2015）年）

(5) 女性の就業状況

本町における女性の就業率をみると、30歳代前半に一旦減少し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ」の状況にあるものの、就業率自体が各年齢層とも県の平均を概ね上回っています。つまり共働きをはじめ、働く女性が多いことが特徴となっています。

今後、子育てしながら安心して働き続けられる環境整備や再就職支援など、就労を希望する女性のニーズに応じた、より一層の支援策が求められますが、平成22(2010)年と平成27(2015)年の比較では、就業率は高くなっており、中でも20歳代前半の就業率が高くなっています。



資料：国勢調査（平成22（2010）年、平成27（2015）年）

2 アンケートにみるニーズの整理

本調査は、男女共同参画に関するお考えや日常生活について住民のみなさまのご意見をお伺いし、令和2（2020）年度から始まる「第2次八百津町男女共同参画基本計画」策定の基礎資料とさせていただくために実施しました。

（1）調査の概要

調査名	第2次八百津町男女共同参画基本計画策定のためのアンケート調査
調査対象・配布数	八百津町にお住まいの満18歳以上の方、1,000人
調査方法	無作為抽出、郵送法
調査時期	令和元（2019）年12月
有効回収数・率	308人、30.8%

（2）調査結果

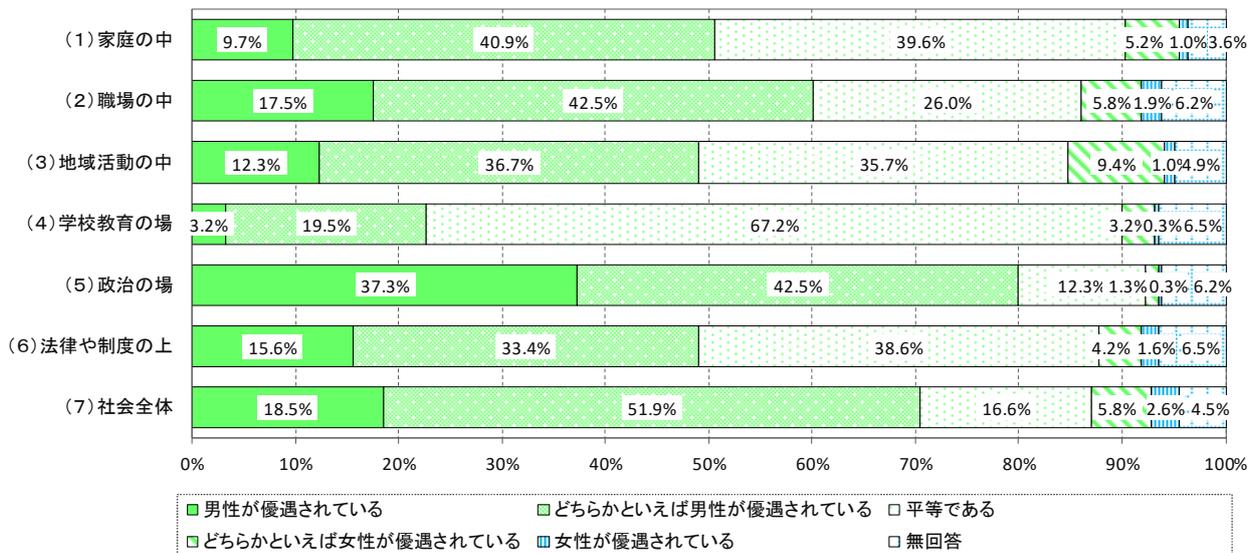
① 分野ごとの男女平等について

「平等である」の回答が最も高いのは「学校教育の場」が67.2%と最も高く、その他の分野と比較してかなりの差がみられます。

「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた“男性が優遇”では、「政治の場」が79.8%と最も高く、次いで、「社会全体」（70.4%）、「職場の中」（60.0%）となっています。

「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」を合わせた“女性が優遇”では、「地域活動の中」が10.4%と最も高く、次いで、「社会全体」（8.4%）、「職場の中」（7.7%）となっています。

全体として、「学校教育の場」の分野を除く各分野において、“男性の方が優遇”が高くなっています。



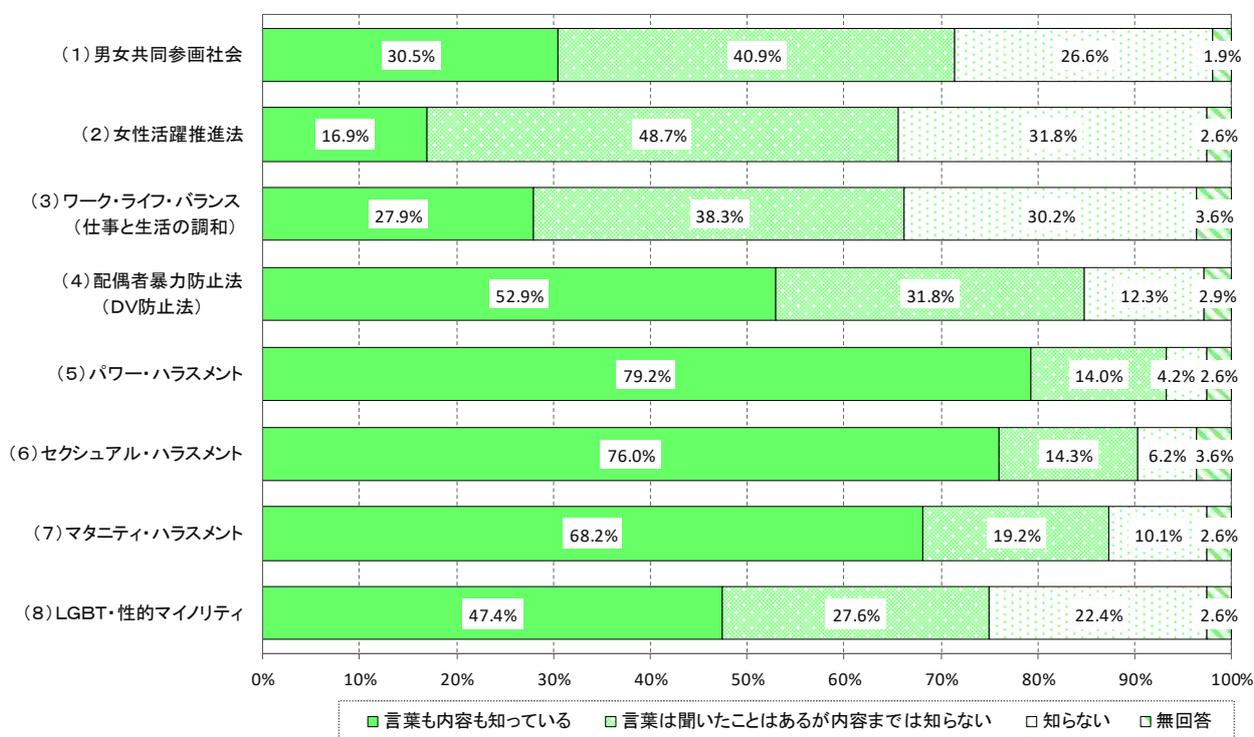
② 男女共同参画社会に関する意識について

「言葉も内容も知っている」では「パワー・ハラスメント」が79.2%と最も高く、次いで、「セクシュアル・ハラスメント」(76.0%)、「マタニティ・ハラスメント」(68.2%)となっています。

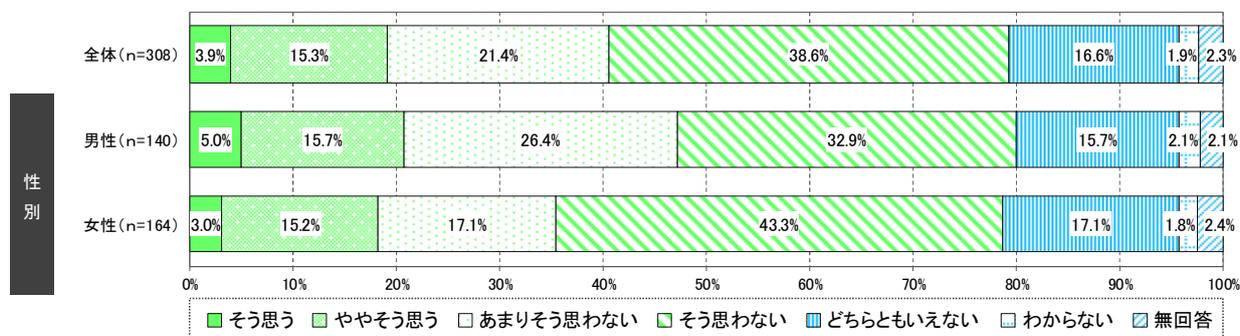
「知らない」では、「女性活躍推進法」が31.8%と最も高く、次いで、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」(30.2%)、「男女共同参画社会」(26.6%)となっています。

また、「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせて約6割となっており、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた約2割の約3倍となっています。

○次の言葉についてどの程度ご存知ですか



○「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか

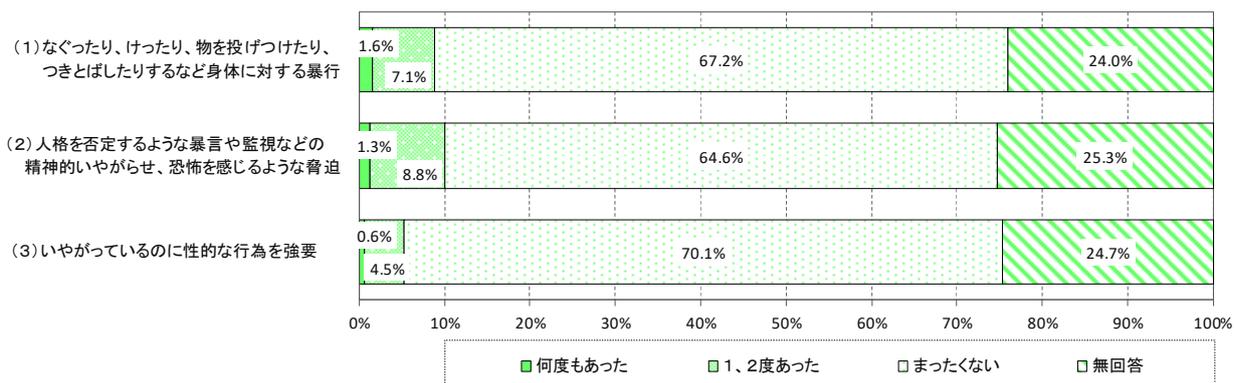


③ DV（配偶者や恋人からの暴力）について

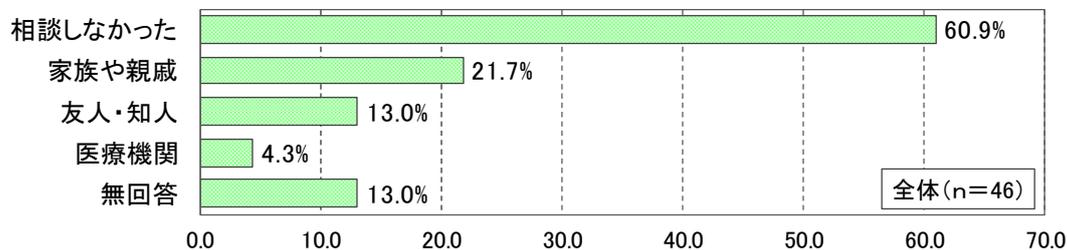
DVの経験は「まったくない」と回答された方が7割近くにとどまっており、約1割の方がなんらかのDV被害にあっていると考えられます。また、その被害者のうち6割の方が「相談しなかった」と回答しており、DV被害の根絶と救済方法の難しさがうかがえます。

特に、「相談するほどのことではないと思った」や「相談しても無駄だと思った」など、DV被害抑止のためにも行政や関係機関が率先して啓発活動を行う必要があります。

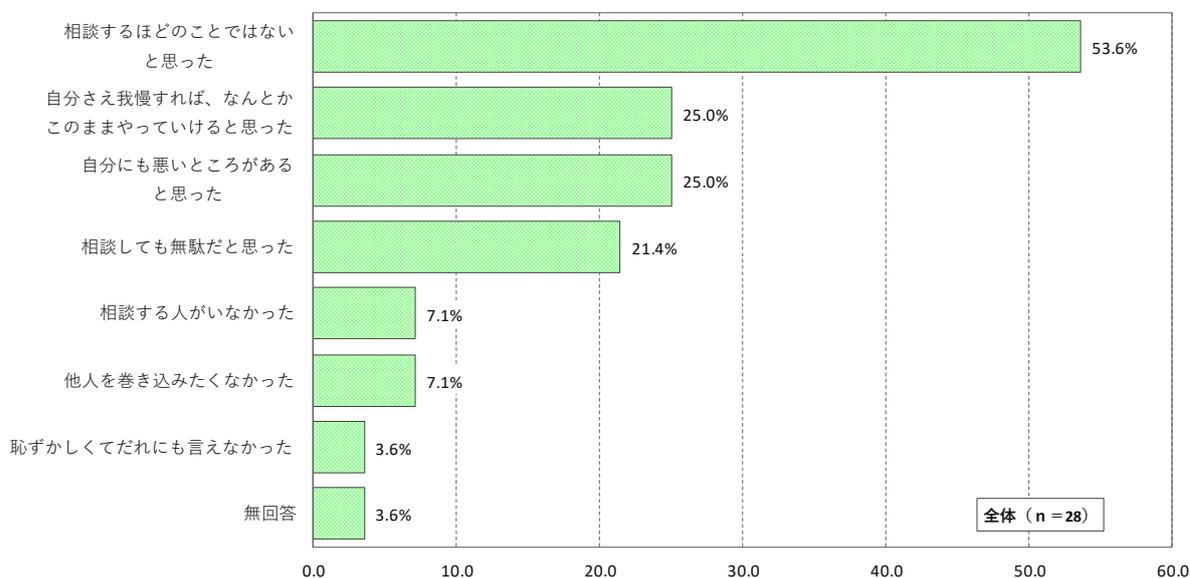
○あなたは、これまでに配偶者から次の(1)～(3)のような行為をされたことがありますか。



○あなたが受けたDV行為について誰かに相談しましたか。

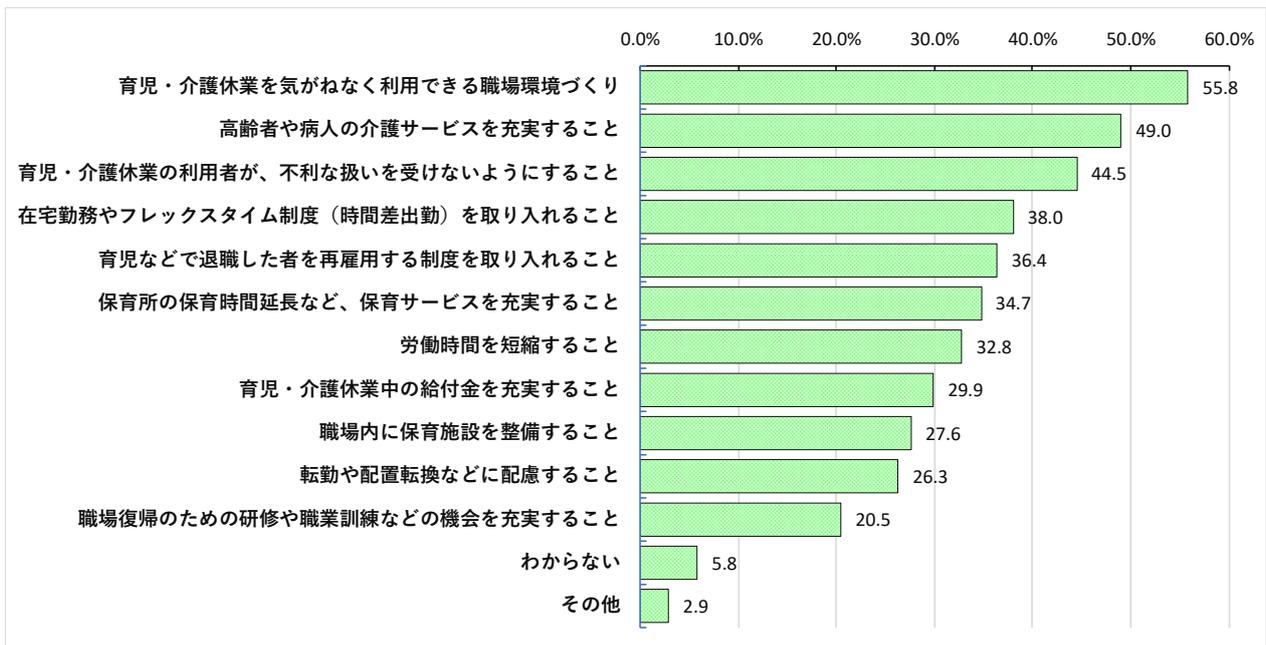


○どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。

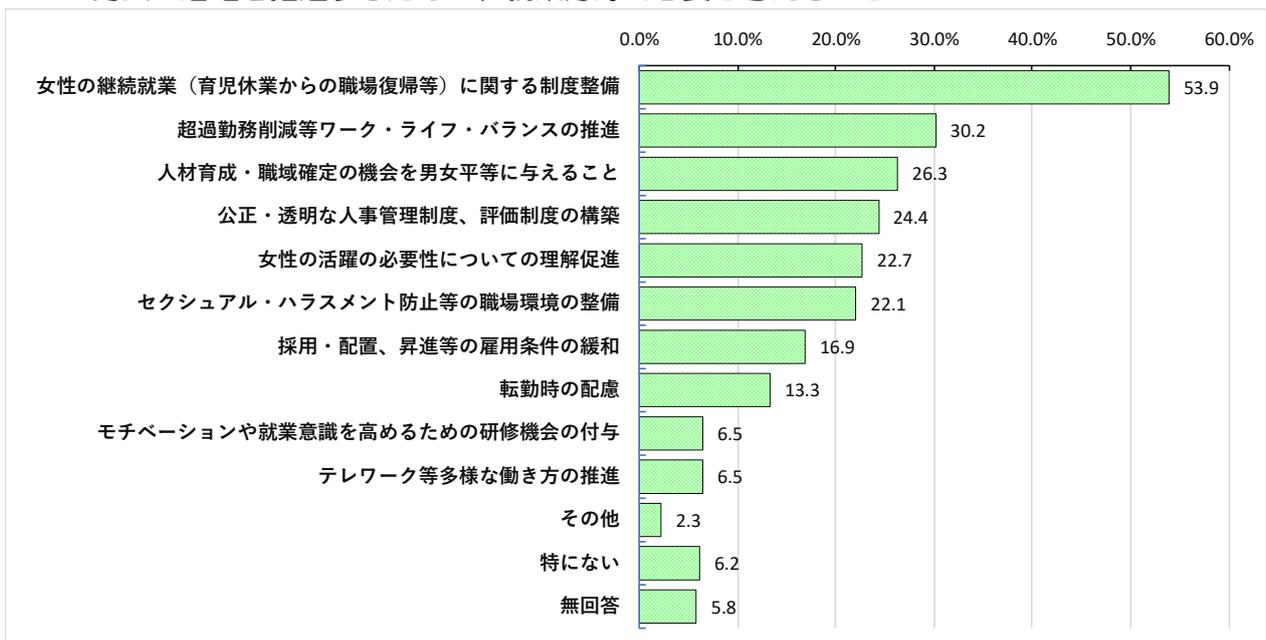


- ④ 男女がともに、仕事と家庭生活を両立した生活ができるようにすることについて
「育児・介護休業を気がねなく利用できる職場環境づくり」が 55.8%と最も高く、
次いで、「高齢者や病人の介護サービスを充実すること」(49.0%)、「育児・介護休業の
利用者が、不利な扱いを受けないようにすること」(44.5%)などの順となっています。
また、就業分野では、「女性の継続就業（育児休業からの職場復帰等）に関する制度整備」
が 53.9%と最も高く、次いで、「超過勤務削減等ワーク・ライフ・バランスの推進」
(30.2%)、「人材育成・職域確定の機会を男女平等に与えること」(26.3%)などの順
となっています。

○男女がともに、仕事と家庭生活を両立して生活できるようにするために必要なこと



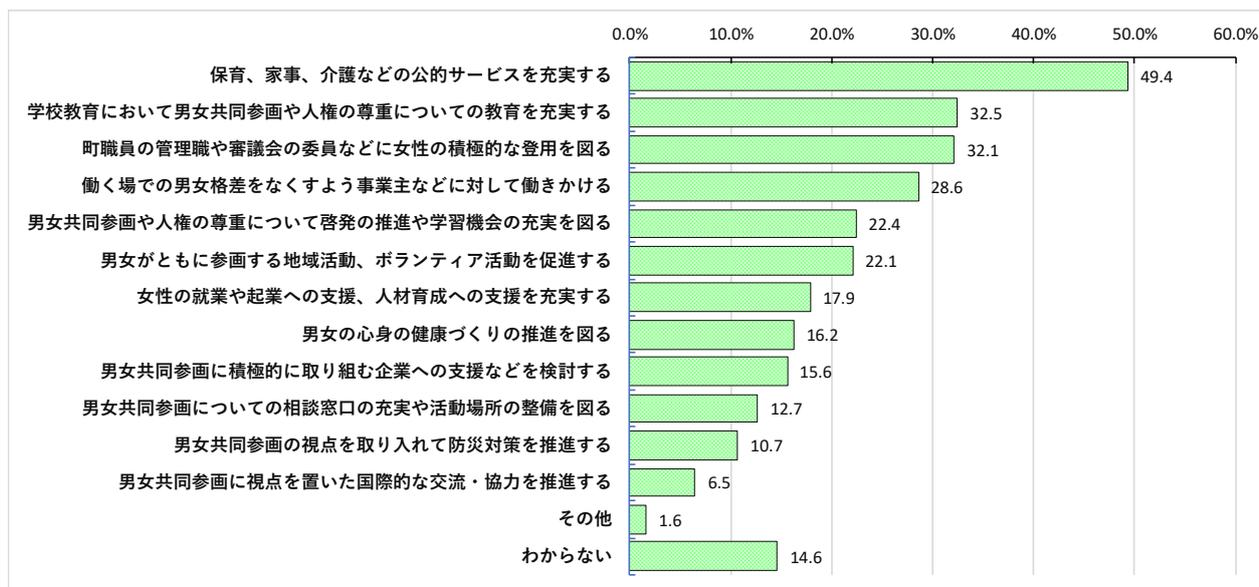
○男女の活躍を推進するために、就業分野で必要と考えること



⑤ 男女共同参画社会を積極的に進めるために必要なことについて

「保育、家事、介護などの公的サービスを充実する」が49.4%で最も高く、次いで、「学校教育において男女共同参画や人権の尊重についての教育を充実する」(32.5%)、「町職員の管理職や審議会の委員などに女性の積極的な登用を図る」(32.1%)となっています。

○男女共同参画社会を積極的に進めるために、今後、八百津町が力をいれていくべきこと



(3) 調査のまとめ

① 男女共同参画社会に関する意識について

「男女共同参画社会」について、「言葉も内容も知っている」方は3割程度となっており、あまり浸透していないことがうかがえます。

パワハラ、セクハラ、マタハラなど、ハラスメントに関する内容については、認知度が高くなっており、身近な言葉となりつつあることがうかがえます。

男女の地位について、学校教育以外の分野ではいまだに「男性の方が優遇されている」と感じている方が多く、理念としての男女平等と現実には差があることが見受けられます。

② 家庭生活に関する意識について

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、そう思わない方が5割以上となっており、家事や育児などについても、ともに協力して担うべきと考える方が多くなっています。

生活の中での優先度については、「仕事と家庭生活をともに優先したい」方が3割程度ですが、現実的には2割程度となっており、仕事と家庭生活を両立するための環境づくりが求められています。

③ 職場に関する意識について

職場での男女平等を感じている方が多くなっている一方、「休業制度・有休の取得」以外の分野では男性の方が優遇されていると感じている方が多く、依然として男性優位の職場環境にあることがうかがえます。

女性が職業をもつことについて、職業をもつべきと考える方が多くなっており、女性の継続就業に関する制度整備が求められています。

④ 女性の人権・男女の暴力について

DVについて「まったくない」と回答された方は7割近くとなっており、約1割の方がなんらかのDV被害にあっていると考えられます。また、その被害者のうち6割近くの方が「相談をしなかった」と回答しており、DV被害の根絶と救済方法の難しさがうかがえます。

特に、20歳代の方では、相談窓口を知らないとの回答が2割近くあることから、DV被害抑止のためにも行政や関係機関が率先して啓発活動を行う必要があります。

●アンケートにみる主要課題

「男女共同参画社会」について、「言葉も内容も知っている」方は3割程度となっており、あまり浸透していない

→さらなる啓発活動の必要性

理念としての男女平等と現実に差がある

→実態として環境整備

仕事と家庭生活を両立するための環境づくりが求められている

→ワーク・ライフ・バランスの確立

依然として男性優位の職場環境にある

→事業所の理解と実際の待遇等の検討

女性の継続就業に関する制度整備が求められている

→仕事の継続に関する支援

DV被害抑止のためにも行政や関係機関が率先して啓発活動を行う必要がある

→啓発活動と相談体制の確立

3 計画達成度評価

(1) 評価の方法

①3つの基本方針と6つの主要施策

基本方針		主要施策
基本方針1	男女共同参画への意識改革の推進	(1)広報・啓発活動の推進
		(2)男女平等観に立った個性を認めあう教育の推進
		(3)異性に対する暴力の根絶
基本方針2	政策・方針決定過程への参画の推進	(1)町政をはじめ企業、団体における女性の参画の拡大
基本方針3	労働・雇用における男女共同参画の推進	(1)労働・雇用に関する法律の普及・啓発
		(2)働きやすい環境づくり

②評価の基準

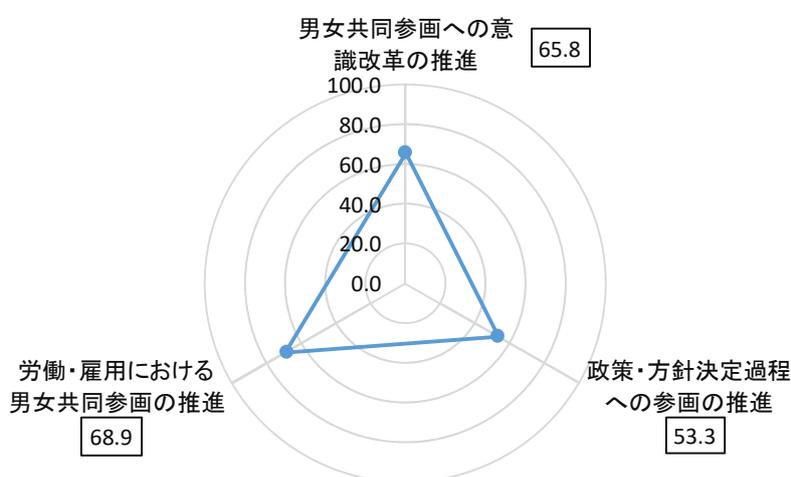
達成度	評価内容	達成状況
A	計画に掲げた施策を達成した。	80～100%
B	基本計画に掲げた施策を概ね達成した。 (80%程度実施した)	60～80%程度
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 (半分程度実施した)	40～60%程度
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 (施策に着手し、動き始めることはできた)	20～40%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。 (施策に着手することができなかった)	20%未満

(2) 全体の評価結果

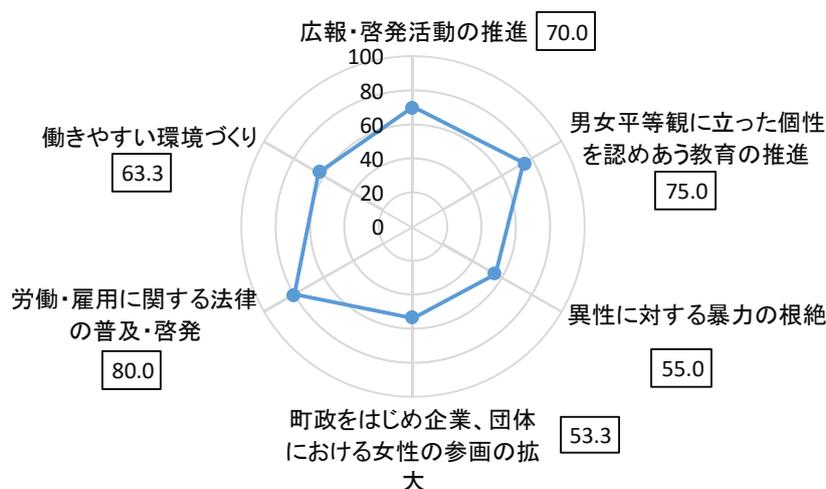
先述の評価の基準で、施策ごとの採点（A：100、B：80、C：60、D：40、E：20 に配点）を行い、集計した結果、計画全体の評価点は64.4点となっています。

また、基本目標ごとの評価点は、基本方針1『男女共同参画への意識改革の推進』が65.8で、その主要施策「広報・啓発活動の推進」（70.0）、「男女平等観に立った個性を認めあう教育の推進」（75.0）、「異性に対する暴力の根絶」（55.0）。基本方針2『政策・方針決定過程への参画の推進』が53.3で、その主要施策「町政をはじめ企業、団体における女性の参画の拡大」（53.3）。基本方針3『労働・雇用における男女共同参画の推進』が68.9で、その主要施策「労働・雇用に関する法律の普及・啓発」（80.0）、「働きやすい環境づくり」（63.3）となっています。

●基本方針ごとの評価点



●主要的施策ごとの評価点



(3) 今後の方向

主要施策ごとの今後の方向では、「拡充」が14、「維持」が9、「効率化・統合」が4、「休・廃止」が0となっています。

①主要施策ごとの方向

基本方針	主要施策	拡充	維持	効率化・統合	休・廃止	計
基本方針1	男女共同参画への意識改革の推進	6	5	1		12
	(1) 広報・啓発活動の推進	2	2			4
	(2) 男女平等観に立った個性を認めあう教育の推進大	3	1			4
	(3) 異性に対する暴力の根絶	1	2	1		4
基本方針2	政策・方針決定過程への参画の推進	5	1			6
	(1) 町政をはじめ企業、団体における女性の参画の拡大	5	1			6
基本方針3	労働・雇用における男女共同参画の推進	3	3	3		9
	(1) 労働・雇用に関する法律の普及・啓発		1	2		3
	(2) 働きやすい環境づくり	3	2	1		6
合 計		14	9	4		27

拡充 : 施策の対象を拡大したり、提供量を増やしたりする。

維持 : 現状施策を継続実施する。

効率化 : 施策の対象を縮小したり提供量を減らしたりする。また、複数の施策をまとめて
・統合 一本化するなどする。

休・廃止 : 施策の停止や取りやめ。

(4) 施策ごとの評価結果

基本方針1 男女共同参画への意識改革の推進

●主要施策ごとの評価点

■評価結果一覧

主要施策		評価	方向性	
(1) 広報・啓発活動の推進				
具 体 的 施 策	男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓発活動の推進	B	拡充	
	家庭・地域において、男女共同参画に関する認識を深め、様々な慣習・慣行を見直すための広報・啓発活動の実施	C	拡充	
	高齢者が、年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるための広報・啓発の実施	B	維持	
	農山村に残存している固定的な役割分担意識に基づく慣行や習慣の解消を図るための啓発活動、情報の提供、研修の充実	C	維持	
(2) 男女平等観に立った個性を認めあう教育の推進				
具 体 的 施 策	学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たし家族を築くことの重要性などについての指導の充実	B	拡充	
	子育て中の親やこれから親となる者等を対象とした家庭教育に関する学習機会を提供	B	拡充	
	保育士や教職員における男女平等教育の推進のための知識や人権意識の向上	教育課	B	拡充
		健康福祉課	A	維持
	公民館や図書館といった公共施設の活用による多様な生涯学習の機会の拡充	C	拡充	
(3) 異性に対する暴力の根絶				
具 体 的 施 策	配偶者暴力防止計画の策定	E	効率化・統合	
	人権が侵害された場合の被害者の救済体制及び相談体制の拡充	C	維持	
	相談に当たる職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員、児童委員の研修の充実	総務課	C	拡充
		健康福祉課	C	維持
		暴力によらない問題解決の方法が身に付くよう、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実	B	拡充

主要施策（１） 広報・啓発活動の推進

具体的施策 男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓発活動の推進

基本計画期間における達成状況	産業祭や定住自立圏において啓発活動を行っている。アンケート結果により、固定的な性別役割分担意識の解消は進んでいる。
残された課題	HPを充実するなど、さらに啓発活動を続ける。

具体的施策 家庭・地域において、男女共同参画に関する認識を深め、様々な慣習・慣行を見直すための広報・啓発活動の実施

基本計画期間における達成状況	教育委員会が主催する乳幼児学級への父親の参加を推進した。各学校や保育園で行う家庭教育学級における父親の参加や両親での参加を呼びかけ、講演会や学習会を実施した。
残された課題	学校や保育園の家庭教育学級には、父親の参加が増えているが、乳幼児学級での父親の参加は課題となっている。

具体的施策 高齢者が、年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるための広報・啓発の実施

基本計画期間における達成状況	シルバー人材センターは、平成30年度に法人化し活発な活動が行われている。保育・子育て支援や家事援助等、新しい分野の職種へのPRや募集を行っている。
残された課題	シルバー人材センターがさらに活動できるよう、職種の拡大にあわせ、町民・企業等に働きかける。

具体的施策 農山村に残存している固定的な役割分担意識に基づく慣行や習慣の解消を図るための啓発活動、情報の提供、研修の充実

基本計画期間における達成状況	特に農山村向けの啓発活動を行ってはいない。農業委員など政策・方針決定過程への女性の参画の推進において女性農業委員を登用したが、全体の約7%にとどまった。
残された課題	農業委員など政策・方針決定過程への女性の参画の推進のため、女性委員の登用率向上に努める。

主要施策（２） 男女平等観に立った個性を認めあう教育の推進

具体的施策 学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たし家族を築くことの重要性などについての指導の充実

基本計画期間における達成状況	人道のまち「やおつ」をかかげ、学校教育の中心課題として取り上げ、あらゆる場で人権尊重を学ぶ機会を設けている。家庭教育学級のなかでも取り上げている。
残された課題	人権尊重の機運が高まってきているが、さらに男女の相互理解の場を増やすことが課題となる。

具体的施策 子育て中の親やこれから親となる者等を対象とした家庭教育に関する学習機会を提供

基本計画期間における達成状況	乳幼児学級において、家庭教育の研修や体験活動を取り入れると同時に子育てにおける悩みの交流会を行い、参加者の学びの場となっている。
残された課題	少子化に伴い、地域によって参加者が減少し、地域の編成に課題がある。

具体的施策 保育士や教職員における男女平等教育の推進のための知識や人権意識の向上

基本計画期間における達成状況	保育園、小中学校において、男女平等に関わる内容や人権感覚を磨く職員研修を行っている。また、保育士が集まる町保育研究会で、保育士の心得として男女平等に関する話をしている。 国や文化、障害の有無や男女に関係無く児童に接するための必要な研修も受けている。
残された課題	いじめ、児童虐待、人権教育など職員研修を必要とする内容が多くなっていることから、時間の確保が難しくなっている。

具体的施策 公民館や図書館といった公共施設の活用による多様な生涯学習の機会の拡充

基本計画期間における達成状況	地域学校協働活動の推進を目指し、学校だけでなく公民館活動に子どもを参加させ、地域の大人との交流を進めている。
残された課題	地域によっては、少子化の影響で参加者が少なくなっている。

主要施策（3） 異性に対する暴力の根絶

具体的施策 配偶者暴力防止計画の策定

基本計画期間における達成状況	未策定のため、本計画と一体で策定する。
残された課題	特になし。

具体的施策 人権が侵害された場合の被害者の救済体制及び相談体制の拡充

基本計画期間における達成状況	要保護児童対策協議会と同一構成員で設置したDV防止協議会で情報共有を行い、支援体制に関して確認等を行っている。
残された課題	支援体制を維持するためにスキルをもった職員の確保が必要。

具体的施策 相談に当たる職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員、児童委員の研修の充実

基本計画期間における達成状況	職員、各委員の関係する機関で女性の人権を守るための研修を行っている。（総務課）民生委員・児童委員としては、多くの研修を受講しているが、DVの専門的な研修は不足している。（健康福祉課）
残された課題	様々なケースに対応できるような被害者を守るための相談体制の整備とその取り組みの積極的な周知。 独自に研修会を開催することは難しいため、DV関係の研修があったときは、積極的に参加する。

具体的施策 暴力によらない問題解決の方法が身に付くよう、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実

基本計画期間における達成状況	学校教育だけでなく、家庭教育においても、人が大切にされる学習会が実施されている。また、DVや虐待においても、通報や相談を優先することが浸透してきている。
残された課題	学校教育に出席できない保護者に対する啓発をさらに進める必要がある。

基本方針2 政策・方針決定過程への参画の推進

●主要施策ごとの評価点

■評価結果一覧

主要施策		評価	方向性
(1) 町政をはじめ企業、団体における女性の参画の拡大			
具 体 的 施 策	町議会や各種委員会等における女性の参画の拡大	D	拡充
	女性職員の積極的な採用・登用の促進	A	維持
	防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	A	拡充
	地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	E	拡充
	防災施策の立案、実施及び情報提供に当たっては、女性、高齢者などの視点を考慮	D	拡充
	災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を踏まえるための支援	E	拡充

主要施策（1） 広報・啓発活動の推進

具体的施策 町議会や各種委員会等における女性の参画の拡大

基本計画期間における達成状況	令和元年9月の議員改選において、1名の女性議員が誕生した。各種委員会等への委員にできる限り女性も加わるように配慮した。
残された課題	議員比率からみると、女性議員の割合は低く、政治は男性のものという考えが強い。女性が政治参加するための有権者の意識啓発が必要である。また、各種委員会において、委員の男女の数ができる限り等しくなることを目指し、女性の積極的な登用を進めるよう働きかける。

具体的施策 女性職員の積極的な採用・登用の促進

基本計画期間における達成状況	積極的な女性職員の採用及び管理職への登用を促進した。
残された課題	引続き女性職員の管理職への登用を促進する。

具体的施策 防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

基本計画期間における達成状況	防災会議構成員において、女性が登用されている。
残された課題	防災分野の施策、方針など決定にあたり、女性参画しやすい会議構成員の見直し。

具体的施策 地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

基本計画期間における達成状況	地域における女性の参画についての啓発活動を行っていない。
残された課題	地域における多様な施策・方針決定過程への男女が共に参加できるように自治会等へ啓発活動を行う。

具体的施策 防災施策の立案、実施及び情報提供に当たっては、女性、高齢者などの視点を考慮

基本計画期間における達成状況	地域防災計画に男女共同参画の視点を加えるよう見直し中。
残された課題	来年度、地域防災計画を改定し推進する。

具体的施策 災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を踏まえるための支援

基本計画期間における達成状況	男女共同参画を盛り込んだマニュアルは整備できていない。
残された課題	避難所運営マニュアルなどに男女共同参画を盛り込む必要がある。

基本方針3 労働・雇用における男女共同参画の推進

●主要施策ごとの評価点

■評価結果一覧

主要施策		評価	方向性	
(1) 労働・雇用に関する法律の普及・啓発				
具 体 的 施 策	法令などについて分かりやすい広報等による周知の推進	B	効率化・統合	
	啓発を通じた人権に関する正しい理解の普及の推進	C	効率化・統合	
	育児休業や介護休暇等の積極的な取組による仕事と生活の調和の推進	A	維持	
(2) 働きやすい環境づくり				
具 体 的 施 策	女性社員等に対する研修の機会の充実及びメンター制度の導入	D	維持	
	仕事と生活の調和に積極的に取り組み(男性社員等の育児休暇取得促進、勤務時間の短縮、業務の効率化)	C	効率化・統合	
	生涯学習施設等との連携の下に、男性向けの家事等日常生活能力の獲得・向上への支援の促進	B	拡充	
	学校や地域など様々な場での、男女が協力して子育てに関わることについての学習機会の提供	B	拡充	
	子育て親子の交流の場や子育てに関する情報の提供等を通じ地域の 子育ての支援		B	維持
		教育課	C	拡充
		健康福祉課	A	維持
助け合い組織の強化や配食サービス等、地域内外での助け合い活動の促進を通じ、高齢者の生活支援体制の整備の推進	D	拡充		

主要施策(1) 労働・雇用に関する法律の普及・啓発

具体的施策 法令などについて分かりやすい広報等による周知の推進

基本計画期間における達成状況	商工会と連携を図り、会員に対する周知を実施している。
残された課題	事業主への広報活動を強化する。

具体的施策 啓発を通じた人権に関する正しい理解の普及の推進

基本計画期間における達成状況	商工会と連携を図り、会員に対する周知を実施している。
残された課題	事業主への広報活動を強化する。

具体的施策 育児休業や介護休暇等の積極的な取組による仕事と生活の調和の推進

基本計画期間における達成状況	労務指導に組み入れて実施している。
残された課題	特になし(現状どおり推進)。

主要施策（２） 働きやすい環境づくり

具体的施策 女性社員等に対する研修の機会の充実及びメンター制度の導入

基本計画期間における達成状況	研修参加については性別問わず参加勧奨している。 メンター制度の導入は未実施。
残された課題	メンター制度の導入。

具体的施策 仕事と生活の調和に積極的に取り組み（男性社員等の育児休暇取得促進、勤務時間の短縮、業務の効率化）

基本計画期間における達成状況	男性社員の育児休暇取得勧奨を推進している。
残された課題	職場環境づくりを進める中で検討していく。

具体的施策 生涯学習施設等との連携の下に、男性向けの家事等日常生活能力の獲得・向上への支援の促進

基本計画期間における達成状況	家庭教育学級において、食育の学習会を実施したり、防災教育の家庭でのあり方を進め、男性が参加できる内容が工夫されている。
残された課題	父親（男性）の参加が多くなってきているものの、開催の時間や場所によって参加が困難なことも課題となる。

具体的施策 学校や地域など様々な場での、男女が協力して子育てに関わることについての学習機会の提供

基本計画期間における達成状況	家庭教育学級の中で、男女の協力の大切さを学習する機会が設けられるようになった。
残された課題	ひとり親家庭も増加傾向にあるため、学習機会や内容に配慮が必要となっている。

具体的施策 子育て親子の交流の場や子育てに関する情報の提供等を通じ地域の子育ての支援

基本計画期間における達成状況	地域学校協働活動がスタートし、協議会の中で体験活動や子育て支援についても意見交流がなされている。（教育課） 子育て支援センターで親子の交流の場を提供しているのはもちろんのこと、冊子等で子育て支援に関する情報提供等を行っている。また、町内保育園では、未就園児を対象にした親子の交流事業を行っており、地域ごとに子育てに関する情報提供や相談業務を行っている。（健康福祉課）
残された課題	地域学校協働活動を年3回に増やしたが、さらに充実させるため時間確保や交流の場を増やす工夫が望まれる。（教育課） 保育士の不足により、今後の親子の交流の場や情報提供等の場の運営が危惧される。（健康福祉課）

具体的施策 助け合い組織の強化や配食サービス等、地域内外での助け合い活動の促進を通じ、高齢者の生活支援体制の整備の推進

基本計画期間における達成状況	令和2年度の生活支援体制整備事業本格実施に向けた準備を始めている。
残された課題	協議体の実質的な立ち上げ。

●計画達成度評価にみる主要課題

「固定的性別役割分担意識の解消」や「人権に関する正しい理解」のため町民・自治会・企業・事業主などへの更なる啓発活動が必要となっています。

→さらなる啓発活動の継続と広報活動の強化

乳幼児学級、家庭教育学級などへ父親の参加は増加しているが、ひとり親家庭も増えてきているので学習機会や内容に配慮が必要となってきています。

→参加者の更なる増加

保育士の不足による「親子の交流の場」や「情報提供等の場」の運営、支援体制を維持するためのスキルをもった職員の確保と、研修を必要とする内容が増加しているために時間の確保も必要となっています。

→スキルを持った人員の確保・育成

「職場の環境づくり」、「男性社員の育児休暇取得勧奨」、「会議構成員の見直し」など情勢活躍の場を広げるための環境整備が必要となっています。

→環境の整備

男女共同参画の視点を加えた「地域防災計画」、「避難所運営マニュアル」の改定や「配偶者暴力防止計画」の作成、メンター制度の導入が必要となっています。

→計画の作成と改定

4 現状からみえる計画課題の整理

(1) 性別にかかわらず、ライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現

社会・経済の急速な変化に対応するため、新たな制度の構築や抜本的な見直しが行われる中、男女共同参画の視点にたち、ライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直しを進めるとともに、それを支える育児・介護の支援基盤を整備する必要があります。

また、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成なども大きな課題となっています。

このことから、子育て支援策、学校における教育や男女共同参画の意識啓発等は、他の全ての取組の基礎的な施策であることから、一層の充実を図る必要があります。

(2) 安全・安心して暮らせる社会の実現

暴力行為は、その理由の如何を問わず重大な人権侵害です。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、あらゆる暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

また、近年は、女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策も必要となっています。

さらに、ひとり親のための貧困問題、高齢者のための働き方対策やライフスタイル（人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。）の問題など、克服すべき課題も多くなっています。

このことから、あらゆる暴力の根絶、生涯を通じた男女の健康支援、生活上の困難を抱えた人に対する支援などに取り組む必要があります。

(3) 職場・家庭・地域等あらゆる場面での女性の活躍

全ての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思でその個性と能力を十分に発揮して、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できることが重要となります。

女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女がともに仕事と生活を両立（ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和））できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものであり、男女共同参画社会の実現のため、あらゆる分野における女性の活躍を強力に推進しなければなりません。特に、「女性活躍推進法」に基づき、女性の活躍推進に重点的に取り組む必要があります。